

令和6年度  
ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金

公募要領

令和 6 年 4 月  
静 岡 県

## 1 目的

静岡県は、「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、地域資源の活用による多様な分散型エネルギーの導入を推進しています。

小水力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用及び温泉エネルギー（温泉熱利用、温泉熱発電、温泉付随ガス発電・熱利用）の導入を促進するため、市町、中小企業者、非営利団体による可能性調査事業、設備導入事業への助成を行います。

## 2 事業内容

### （1）補助対象事業

#### ① 可能性調査事業

小水力発電設備、バイオマスエネルギー利用設備又は温泉エネルギー利用設備の導入に必要な計画の作成や調査を行う事業です。

#### ② 設備導入事業

小水力発電設備、バイオマスエネルギー利用設備又は温泉エネルギー利用設備の導入を行う事業です。

なお、「固定価格買取制度」により売電を行う予定の設備も、本補助制度の対象とします。

可能性調査事業の導入想定設備、設備導入事業の導入設備のいずれも規模要件は次のとおりです。

導入（想定）設備の要件

導入（想定）設備	要件	
小水力発電設備	出力 20kW 以上 200kW 以下	
バイオマス エネルギー 利用設備	メタン発酵ガス発電設備	出力 20kW 以上 100kW 以下
	木質バイオマス発電設備	出力 20kW 以上 1,000kW 以下
	廃棄物発電設備	出力 20kW 以上 1,000kW 以下
	バイオマス熱利用設備	出力 20kW 相当以上 1,000kW 相当以下（注 1）
温泉エネル ギー利用設 備	温泉熱ヒートポンプ設備	出力 20kW（相当）以上
	温泉熱直接利用設備	
	温泉熱発電設備	
	温泉付随ガス発電・熱利用設備	

※バイオマスはバイオマス依存率（注 2）60%以上のものが補助対象。

### （2）補助対象者

次のいずれかに該当する、実際にエネルギー事業を実施する事業者です。

#### ① 県内の市町（政令指定都市を除く）

#### ② 中小企業者

次のいずれかに該当する者

- ・中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者であ  
って、県内に主たる事業所又は住所を有するもの

## 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者

区分	要件
製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

- ・中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項）、特定の法律によって設立された組合又はその連合会で、構成員の3分の2以上が県内中小企業である団体

(例：事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合 等)

- ・一般社団法人又は一般財団法人で、構成員の3分の2以上が県内中小企業である法人

### ③ 非営利団体

次のいずれかに該当し、継続的な活動実績を有する県内の団体

(ア) 特定非営利活動法人

(イ) 土地改良区

(ウ) 市町出資法人

- ・県内の市町がその資本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資する法人

(エ) その他非営利団体

自治会などの団体であって、次のいずれにも該当する団体

- ・営利を目的とせず、公益性があること
- ・団体構成員間の親睦を主たる目的とするものでないこと
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと

### <注意点>

- ・県税を完納していること、暴力団等（注3）に該当しないことが補助対象者の要件となります。
- ・複数の事業者が共同して事業を実施する場合、事業者間の役割分担と代表者を明確にし、代表者が申請してください。要領様式第3号の「実施体制・役割分担」欄に事業者間の役割分担について明記してください。
- ・一の事業者が複数の申請を行うことは可能ですが、1事業につき1申請としてください。（可能性調査事業のうち、複数箇所の中から適地を絞る事業内容

の調査を実施する場合は、全体で1申請としてください。)

### (3) 補助対象経費・補助率（額）

補助対象経費及び補助率（額）は次のとおりです。応募状況等により、採択された場合でも申請した補助金額が減額される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。なお、国等が補助する事業の場合は、その補助額を控除した額を補助対象経費とします。

#### ① 可能性調査事業

ア ふじのくにフロンティア地域循環拠点区域（市町の申請に基づき“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要と県が認定するふじのくにフロンティア地域循環共生圏に市町が設ける区域をいう。以下同じ。）内における設備の導入に必要な計画の作成又は調査を行う場合

対象とする経費	補助率（額）
(1) 委託費：調査、分析、基本設計に係る委託費 (2) 使用料：調査・分析に必要な機器・設備の賃借料、外部施設の利用料 (3) 謝金又は旅費：外部の専門家に対する謝金又は旅費 (4) その他必要と認める経費※	補助率：1／2以内 上限額：300万円

#### イ アに該当しない場合

対象とする経費	補助率（額）
(1) 委託費：調査、分析、基本設計に係る委託費 (2) 使用料：調査・分析に必要な機器・設備の賃借料、外部施設の利用料 (3) 謝金又は旅費：外部の専門家に対する謝金又は旅費 (4) その他必要と認める経費※	補助率：1／4以内 上限額：225万円

※ただし、ア、イいずれの場合についても、次の経費は補助対象外となります  
直接人件費、事務用品費、職員旅費 等

#### ② 設備導入事業

ア ふじのくにフロンティア地域循環拠点区域内において設備を導入する場合

対象とする経費	補助率
(1) 詳細設計費：機械装置等の設計に要する経費 (2) 機械装置等購入費：機械装置等の購入、製造、改修、据え付け等に要する経費 (3) 工事費：事業の実施に必要な配管、配電等の工事に要する経費※	1／2以内

※ 外部への発注にかかる経費とします。

各設備の上限額

対象とする設備	上限額	
バイオマス熱利用設備	4,500万円	
バイオマス発電	メタン発酵ガス発電設備	1億9,500万円
	木質バイオマス発電設備	1億9,500万円
	廃棄物発電設備	1億5,000万円
小水力発電設備	4,500万円	
温泉エネルギー利用設備	温泉熱ヒートポンプ設備	4,500万円
	温泉熱直接利用設備	
	温泉熱発電設備	
	温泉付随ガス発電・熱利用設備	

イ アに該当しない場合

対象とする経費	補助率
(1) 詳細設計費：機械装置等の設計に要する経費	
(2) 機械装置等購入費：機械装置等の購入、製造、改修、据え付け等に要する経費	1／4以内
(3) 工事費：事業の実施に必要な配管、配電等の工事に要する経費※	

※ 外部への発注にかかる経費とします。

各設備の上限額

対象とする設備	上限額	
バイオマス熱利用設備	2,250万円	
バイオマス発電	メタン発酵ガス発電設備	9,750万円
	木質バイオマス発電設備	9,750万円
	廃棄物発電設備	7,500万円
小水力発電設備	2,250万円	
温泉エネルギー利用設備	温泉熱ヒートポンプ設備	2,250万円
	温泉熱直接利用設備	
	温泉熱発電設備	
	温泉付随ガス発電・熱利用設備	

ただし、ア、イいずれの場合についても、次の経費は補助対象外となります。

(ア) 機械装置等購入費

過剰な規模の機器、汎用性のある機器、予備又は将来のための機器、中古の機器、性能が実証されていない機器 等

(イ) 工事費

建屋の新築・増築（設備導入に不可欠な一体的整備については認める場合あり）、撤去費、移設費、処分費 等

(ウ) その他経費

直接人件費、事務用品費、職員旅費、土地の取得に係る経費・賃借料 等

※補助対象経費の中に補助事業者の関係会社等からの調達分（工事を含む。）

がある場合、補助対象経費に補助事業者の利益等相当分を含めることはできません。

**(4) 事業期間**

- ・「①可能性調査事業」「②設備導入事業」のいずれも、補助事業の期間は単年度です。
- ・ただし、「②設備導入事業」において、单年度での実施が困難な場合には、初年度の申請時点で、事業計画書（要綱様式第2号）及び事業費用の配分（要領様式第2号）の中で、複数年度にわたる事業全体の確実な事業計画及び各年度の発生費用を明確に区分した実施計画を記載して提出してください（「詳細設計」と「設備導入」を別年度に分けて実施する場合を除く）。
- ・発注から支払完了までの期間が、補助事業の期間（＝1事業年度）を超えるものは、補助対象にはできないことに留意してください。
- ・初年度に交付決定された場合でも、次年度の補助金は次年度の県予算の成立を前提としており、交付が約束されたものではないことに留意してください。
- ・複数年度にわたる計画を提出している場合も、次年度以降、各年度に交付申請を行い、事業計画（事業全体の計画）と実施計画（当該年度の計画）を記載して提出してください。

**3 予算額**

1億円

**4 実施方法**

「静岡県補助金等交付規則」、「ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱」、「ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要領」に定めるほか、次のとおり実施します。

**(1) 交付の申請**

申請を行う補助対象事業者は、「7（4）提出書類」に記載の書類を作成し、エネルギー政策課あてメールで提出してください。（公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けません。）

**(2) 審査**

提出書類による審査を行った後、外部有識者等による審査会を開催し、ヒアリングによる審査を行い、採択に関する優先順位を決定します。

審査会では、申請者へのヒアリングにより、事業計画や事業内容、事業効果、運営体制等を審査します。

### (3) 交付の決定

申請があった事業内容が交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められる事業について、予算の範囲内において採択者を決定します。交付決定の際には、交付決定通知書により補助対象事業者に通知します。

### (4) 補助事業の開始

#### ① 共通事項

- ・補助対象事業者は、県から交付決定通知を受けて補助事業の開始が可能となります。
- ・事業者が補助事業に係る契約を行う場合には、執行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によっていただきます。
- ・競争入札によりがたい場合は、価格の妥当性について根拠を明確にしていただきます（具体的には、複数の会社より見積書をとって比較するか、標準価格資料等を基に価格の妥当性を示すこと）。

#### ② 設備導入事業

- ・補助対象外の工事等が発生する場合は、原則として補助対象部分と分離して契約・発注していただきます。なお、補助対象外を含めた全体工事を一括で行う方が合理的である等の理由により、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしていただく必要があります。
- ・今年度実施する設計、機械装置購入、工事等については、今年度中（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算を完了することが必要です。

### (5) 補助事業の計画変更

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合及び補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に県の承認を受ける必要があります。

ただし、補助対象費用の経費区分の配分変更については、補助対象経費の額の20%以下で変更する場合は、承認を受ける必要はありません。

### (6) 事業の進捗状況の確認

事業の進捗状況を確認するため、追加資料の提出依頼や現地調査、中間検査などを行う場合がありますので、御協力ください。

### (7) 実績報告及び額の確定

補助対象事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

県は、補助対象事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知します。

## (8) 補助金の支払い

補助対象事業者は、確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

## (9) 取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助事業の実施により取得した財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

また、所定の様式で取得財産等管理台帳を作成し、取得前後の比較写真を添付するなどして、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう）しようとするときは、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

この処分あるいは処分に該当する可能性のある手続きを行う必要が生じた場合は、一切の手続き（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

## (10) 交付規則への違反

静岡県補助金等交付規則に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還、加算金の納付等の措置を講ずる場合があります。

## (11) 事業達成状況報告書・設備利用状況報告書の提出

来年度以降3年間、毎年度終了後その翌年度の5月末日までに、可能性調査事業の場合は、設備導入に向けた事業の進捗を報告する「事業達成状況報告書」を、設備導入事業の場合は、設備利用の実績について「設備利用状況報告書」により報告してください。

## (12) 事業成果の公表

小水力発電、バイオマス利用設備、温泉エネルギー利用設備の導入を促進するため、本事業の成果を公表するなど活用を図る予定ですので、あらかじめ御了承ください。

## 5 事業スケジュール

	4月	5月	6月	…	2月	3月
①公募開始	●					
②申請受付		---				
③審査(審査会開催)			—			
④交付決定			●			
⑤事業実施				↔-----→		

## 6 公募期間

令和6年4月1日（月）～令和6年5月13日（月）17時15分必着

※ 応募予定の方（又は可能性のある方）は、5月7日（火）までにメール又は電話で次の問合せ先まで必ず御連絡ください。

## 7 交付申請書類の提出

### （1）提出先・問合せ先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9-6

静岡県経済産業部エネルギー政策課

T E L : 054-221-2949 F A X : 054-221-2698

e-mail : energy@pref.shizuoka.lg.jp

### （2）提出方法

メールで提出してください。

### （3）申請様式の入手

- ・上記（1）の問合せ先に御請求ください。
- ・または、県エネルギー政策課ホームページの補助金ページへのリンクから説明資料や各様式がダウンロードできます。  
➤ 県トップページからの入り方  
県トップページ ⇒ 組織（部署）から探す ⇒ 県庁の組織 ⇒ 経済産業部  
⇒ ページ下部の所属名の一覧から「エネルギー政策課」を選択

### （4）提出書類

- ① 交付申請書（要綱様式第1号）
- ② 事業計画書（要綱様式第2号）
- ③ 収支予算書（要綱様式第3号）
- ④ 事業者の概要（要領様式第1号）：市町の場合は不要
- ⑤ 事業費用の配分（要領様式第2号）
- ⑥ 事業の概要（共通）（要領様式第3号）
- ⑦ 事業の概要（可能性調査事業又は設備導入事業）（要領様式第4号）
- ⑧ 会社のパンフレット、団体の活動報告
- ⑨ 登記事項証明書
- ⑩ 団体の定款、寄付行為又は規約
- ⑪ 過去3年分の決算書  
(損益計算書、貸借対照表、利益処分又はこれらに準ずるもの)
- ⑫ 納税証明書（県税）写し（3ヶ月以内のもの）
- ⑬ 事業費の積算根拠となる資料（参考見積書等）

(以降、設備導入事業の場合)

- ⑯ 設備導入位置図
- ⑰ 導入機器のカタログ
- ⑱ 設備導入予定地の現地写真
- ⑲ 水系・流量に関する図面・データ：小水力発電の場合
- ⑳ 燃料資源に関するデータ：バイオマス、温泉付随ガス熱利用・発電の場合
- ㉑ 温泉資源に関するデータ：温泉熱利用、温泉熱発電の場合
- ㉒ 設備及びシステムの概要が分かる図面（全体概要図）
- ㉓ 工事の内容が分かる図面（工事概要図）
- ㉔ その他の参考図面

**(注 1) 出力20kW相当以上1,000kW相当以下**

「出力20キロワット相当以上」、「出力1,000キロワット相当以下」について  
は、以下の原油換算値を参考としてください。

20kW/h、1,000kW/hのボイラの場合、原油換算値は

$$20\text{kW}/\text{h} \times 0.000093\text{kL}/\text{kW} = 0.00186\text{kL}/\text{h}$$

$$1,000\text{kW}/\text{h} \times 0.000093\text{kL}/\text{kW} = 0.093\text{kL}/\text{h}$$

**(注 2) バイオマス依存率**

「バイオマス依存率」の算出式は以下のとおり。

$$\text{バイオマス依存率} = [(U \times V) / \{(U \times V) + (W \times X)\}] \times 100$$

U : バイオマス使用量(Nm<sup>3</sup>/h 又は kg/h)

V : バイオマス低位発熱量(MJ/Nm<sup>3</sup>/h 又は MJ/kg)

W : バイオマス以外の混焼燃料利用量(Nm<sup>3</sup> 又は kg/h)

X : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量(MJ/Nm<sup>3</sup> 又は MJ/kg)

**(注 3) 暴力団等**

「暴力団等」とは、以下のとおり。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者